

○厚生労働省告示第百八十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成二十九年厚生労働省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則中「平成三十年一月一日から同年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から同年六月三十日」に改め、別表第一木材・木製品製造業（家具を除く）の項中「15,134」を「18,161」に、「6,565」を「7,878」に、「4,555」を「5,466」に、「3,904」を「4,685」に、「3,433」を「4,120」に、「3,268」を「3,922」に、「3,108」を「3,730」に、「3,059」を「3,671」に、「2,959」を「3,551」に、「2,834」を「3,401」に、「2,636」を「3,163」に、「2,590」を「3,108」に、「2,465」を「2,958」に、「2,507」を「3,008」に、「2,323」を「2,788」に、「2,344」を「2,813」に、「2,304」を「2,765」に、「2,231」を「2,677」に、「2,213」を「2,656」に、「2,177」を「2,612」に、「2,268」を「2,722」に、「2,142」を「2,570」に、「2,125」を「2,550」に、「2,071」を「2,4

85] ㄱ 「2,056」을 「2,467」 ㄱ 「1,920」을 「2,304」 ㄱ 「1,888」을 「2,266」 ㄱ 「1,828」
을 「2,194」 ㄱ 「1,844」을 「2,213」 ㄱ 「1,784」을 「2,141」 ㄱ 「1,769」을 「2,123」 ㄱ 「1
,685」을 「2,022」 ㄱ 「1,574」을 「1,889」 ㄱ 「1,489」을 「1,787」 ㄱ 「1,511」을 「1,813」
ㄱ 「1,405」을 「1,686」 ㄱ 「1,313」을 「1,576」 ㄱ 「1,248」을 「1,498」 ㄱ 「1,210」을 「1
,452」 ㄱ 「1,170」을 「1,404」 ㄱ 改め、回頁昭和39年7月～9月の欄中 「1,092」을 「1,310」 ㄱ 改
め、回頁中 「1,058」을 「1,270」 ㄱ 「1,031」을 「1,237」 ㄱ 「974」을 「1,169」 ㄱ 「958」을
「1,150」 ㄱ 「895」을 「1,074」 ㄱ 「889」을 「1,067」 ㄱ 「869」을 「1,043」 ㄱ 「860」을 「
1,032」 ㄱ 「818」을 「982」 ㄱ 「793」을 「952」 ㄱ 「706」을 「847」 ㄱ 「684」을 「821」 ㄱ
、 「660」을 「792」 ㄱ 「656」을 「787」 ㄱ 「596」을 「715」 ㄱ 「578」을 「694」 ㄱ 「593」
을 「712」 ㄱ 「538」을 「646」 ㄱ 「475」을 「570」 ㄱ 「449」을 「539」 ㄱ 「445」을 「534」
ㄱ 「388」을 「466」 ㄱ 「370」을 「444」 ㄱ 「316」을 「379」 ㄱ 「308」을 「370」 ㄱ 「252
」을 「302」 ㄱ 改め、回頁昭和49年10月～12月の欄中 「257」을 「308」 ㄱ 改め、回頁昭和51年7月～
9月の欄中 「210」을 「252」 ㄱ 改め、回頁昭和53年10月～12月の欄中 「174」을 「209」 ㄱ 改め、回頁
昭和54年1月～3月の欄中 「175」을 「210」 ㄱ 改め、回頁昭和56年10月～12月の欄、昭和57年1月～
3月の欄及び昭和58年1月～3月の欄中 「144」을 「173」 ㄱ 改め、回頁昭和61年10月～12月の欄及び
昭和63年1月～3月の欄中 「120」을 「144」 ㄱ 改め、回頁平成4年10月～12月の欄、平成5年4月～

100	-	100	100	100	100	-	-	100	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	-
100	-	100	100	100	100	-	-	100	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	-
100	-	100	100	100	100	-	-	100	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	-

に

」

改め、別表第二中

平成29年	1月～3月	100
	4月～6月	100

を

平成29年	1月～3月	100
	4月～6月	100
	7月～9月	100

に改め、別表第三中「平成29

」

」

年6月30日」を「平成29年9月30日」に改める。